

京丹後市若者U・Iターン住宅取得等応援補助金のご案内

京丹後市への移住・定住を推進するため、39歳以下のU・Iターン者を対象に、住宅確保に係る経費を支援します。

予算に限りがありますので、申請をお考えの方は早めにご連絡ください。

補助対象者

以下の①～④すべてに該当する人

- ① 申請年度の4月1日時点で39歳以下の移住者(※1)であること
※1移住者とは
申請日から起算して前後1年の間に京丹後市へ移住した(又は移住する予定の)人であって、移住の前日において引き続き2年以上京丹後市外に住所を有していた(又は有する予定の)人
- ② 自らが居住する住宅のリフォーム、購入又は賃借の契約者又はその配偶者(契約者と同居している場合又は申請日から起算して1年を経過する日までに同居する予定である場合に限る)
- ③ 申請時に確認できる直近の所得が以下の額以下であること
・配偶者がいない場合 650万円
・配偶者がいる場合 1,300万円
(配偶者の所得を含む)
- ④ 京丹後市への居住が一時的なものではなく、京丹後市内に5年以上定住する意思を有していること(1年以内に転居した場合、補助金返還を求めることがあります)
- ⑤ 世帯の全員が、府税及び市税等を滞納していないこと(移住者は申請年度の前年度においても個人住民税を滞納していないこと)
- ⑥ 世帯の全員が、暴力団員等でないこと



補助対象経費・補助額

[補助対象経費]

下記の経費のうち該当するものいずれか一つ(申請年度内に支払った費用に限る)

[補助額]

補助対象経費の1/2以内で、上限額以内の額

- 住宅の取得費用:上限15万円
- 住宅のリフォーム(市内業者と契約して行うものに限る)費用:上限30万円

※ただし、住宅の取得又はリフォームに際し他の補助金の交付を受ける住宅や、当該補助金の交付を受けたことがある住宅は、補助対象となりません。

申請手続き

- ①事前連絡[申請者→市]
(申請をお考えの方は早めにご連絡ください。)
↓
- ②交付申請[申請者→市]
(支払い完了後速やかに、年度末までに申請してください。)
↓
- ③交付決定・確定[市→申請者]
↓
- ④請求[申請者→市]
↓
- ⑤交付[市→申請者]